

我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な水害対策の一環として、建築物の敷地内に雨水浸透施設の設置を普及させることにより、都市型水害の軽減を図るとともに、自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水浸透施設 建築物の敷地内において、雨水を地下に浸透させる構造をもつ浸透ます、浸透トレンチ等の施設をいう。
- (2) 建築主 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (3) 建築物 法第2条第1号に規定する建築物をいう。

(市の責務)

第3条 市長は、雨水浸透施設の設置を推進するために必要な施策を講じるものとする。

- 2 市長は、雨水浸透施設の設置者に対し、施設の設置について必要な技術上の指導及び助言を行うものとする。
- 3 市長は、公共施設を新築、増築又は改築するとき及び駐車場等を設置するときは、雨水浸透施設を設置するよう努めるものとする。

(建築主の責務)

第4条 建築主は、法第6条第1項に規定する建築主事の確認又は第6条の2第1項に規定する国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者の確認を受け、建築物を新築するときは、敷地内に雨水浸透施設を設置するよう努めるものとする。

- 2 建築主は、前項の規定により雨水浸透施設を設置する場合は、同項に規定する確認の申請をする前に、雨水浸透施設設置届（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

- (1) 案内図
- (2) 雨水浸透施設設置平面図
- (3) 雨水浸透施設構造図

(適用除外)

第5条 第3条第3項及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、雨水浸透施設の設置を要しない。

- (1) 我孫子市開発等に伴う排水計画技術基準（雨水編）に基づき雨水流出抑制対策が講じられている場合
- (2) 当該敷地の雨水浸透効果が見込めないと市長が認めた場合
- (3) 当該敷地に雨水抑制施設を設置することにより、周辺のがけ、擁壁等に悪影響を及ぼす可能性があるとして市長が認めた場合
- (4) その他雨水抑制施設を設置することが不相当であると市長が認めた場合

(設置位置)

第6条 雨水浸透施設を設置する位置は、雨水抑制に効果的で、かつ、隣地境界、擁壁等への影響を配慮した場所とする。

(構造)

第7条 雨水浸透施設の標準的な構造は、別図のとおりとする。

(設置数量)

第8条 雨水浸透施設の標準的な設置数量は、次の表のとおりとする。

敷地面積	設置数量
100㎡未満	浸透ます2個以上又は浸透トレンチ2.0m以上
100㎡以上200㎡未満	浸透ます3個以上又は浸透トレンチ3.0m以上
200㎡以上300㎡未満	浸透ます4個以上又は浸透トレンチ4.0m以上
300㎡以上	浸透ます5個以上又は浸透トレンチ5.0m以上

(維持管理)

第9条 雨水浸透施設の設置者は、雨水浸透施設の適切な維持管理に努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第112号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

雨水浸透施設設置届

我孫子市長 あて

建築主 住所

氏名

電話

雨水浸透施設を設置するので、次のとおり届け出ます。

1 建築物について

所在地

敷地面積

種類 専用住宅・併用住宅・集合住宅・店舗・事務所・その他（ ）
(該当するものに○をつけてください。)

建築期間 年 月 日 ～ 年 月 日 予定

2 雨水浸透施設の設置数量

雨水浸透ます φ mm × 個

その他

3 設計者

住所

氏名

電話

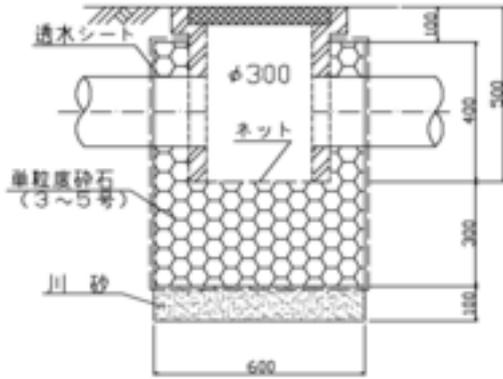
添付書類

- 1 案内図
- 2 雨水浸透施設設置平面図
- 3 雨水浸透施設構造図

別図（第7条関係）

標準構造図

浸透ます(φ300×500H)



浸透トレンチ(φ150)

